第Ⅲ編 景観形成の方向性

第3章 良好な景観の形成の考え方

1. 基本目標

現況からみた本市の景観の特徴は、山地、平野、海などの豊かな自然景観をはじめ、山間集落や農村集落、住宅地、商業地、工業団地など様々な土地利用が見られ、さらには、本市の歴史を今に伝える街道筋の歴史的なまちなみが見られるなど、多種多様な景観を有していることにあります。

そこで、良好な景観の形成に当たっては、次の4つの基本目標を掲げるとともに、それ ぞれの基本目標に沿った方針を定めます。

基本目標1

特性のまとまりを大切にした景観の形成

本市は、西部から南部にかけて布引山地や高見山地などの山地や里山で構成され、平野部には、まとまりのある農地が広がり、伊勢湾に面して市街地が南北に形成されています。このように本市を俯瞰すると、大きく山地と田園と市街地のまとまりに分かれることが分かります。

これらの大きなまとまりは、本市の景観の基盤であることから、それぞれの特性を大切にした景観の形成に取り組みます。

基本目標2

地域を超えて 伸びる骨格と なる景観の 形成 本市は、かつて多くの街道が集まる交通の要衝として発展し、現在もこれを基盤とした幹線道路や鉄道網が整備され、市民の多くが沿道や沿線の景観を日常的に目にしています。また、山地を水源として農地や市街地を流れ伊勢湾に注ぎ込む河川の周囲は、様々な行事の場や生活空間の一部となり身近な自然景観として親しまれています。

これらは、本市の景観の骨格となっていることから、本市の景観をより印象づけるような景観の形成に取り組みます。

基本目標3

個性豊かで 魅力ある 景観の形成 本市には、県庁所在地として様々な都市機能が集積する地区や、歴史 ある都市らしい往時の佇まいを残す集落などがあります。景観は、来訪 者に対して市のイメージを強く印象づける要素であるとともに、文化や 歴史を体現するものでもあります。

これらのことから、人が多く集まる場所や観光・文化面で重要な地区においては、本市の魅力向上を図るため、積極的な景観の形成に取り組みます。

基本目標4

良好な 景観形成を 支える 環境づくり 良好な景観の形成への取組は、行政が行うだけではなく、地域の住民や事業者が、より良いまちづくりを行うことを自身の問題としてとらえ、 積極的に良好な景観を守り、つくり、育んでいこうとする意識を持つことが重要です。

これらのことから、意識啓発や良好な景観の形成に関する知識の普及に取り組みます。

2. 良好な景観の形成の考え方

基本目標に沿った良好な景観の形成に関する方針の考え方は、次のとおりです。これに基づき、良好な景観の形成に関する方針を示します。

基本目標1

特性の まとまりを 大切にした 景観の形成

ゾーン別の方針

山地景観

周囲の山並みとの調和に配慮した景観形成の方針を定めます。

田園景観

集落や水田等との調和に配慮した景観形成の方針を定めます。

市街地景観

まちなみとの調和に配慮した景観形成の方針を定めるとともに、さらに商業業務地、住宅地、工業地、一般市街地、海岸の5つの景観特性に分けて景観形成の方針を定めます。

基本目標2

地域を超えて 伸びる 骨格となる 景観の形成

本

目

標

軸別の方針

道路

道路とその沿線における景観形成の方針を定めます。

鉄 道

鉄道沿線における景観形成の方針を定めます。

河川

河川とその周辺における景観形成の方針を定めます。

基本目標3

個性豊かで 魅力ある 景観の形成

地区別の方針

楠原、一身田寺内町、津駅東、津駅西、 津城跡周辺、津なぎさまち・フェニックス通り、 榊原温泉、多気、奥津、三多気

歴史的まちなみ、駅周辺など本市の個性ある地区について、 魅力ある景観が形成されるよう方針を定めます。

基本目標4

良好な 景観形成を 支える 環境づくり

景観形成の推進方針

推進体制の構築、意識啓発・知識普及等

市民や地域が主体となって良好な景観の形成が推進されていくよう、意識啓発等の方針を定めます。